

令和6年度 第8回富里市教育委員会定例会議

日時：令和6年11月26日（火）

午後2時から

場所：本庁舎3階第3会議室

会 議 次 第

- 1 教育長開会宣言
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 教育委員報告
- 5 議案
 - (1) 旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について（生涯学習課）
 - (2) 第3次富里市子ども読書活動推進計画の策定について（図書館）
- 6 報告事項
 - (1) 冬期休業中の学校閉庁について（学校教育課）
 - (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について（生涯学習課）
 - (3) 月例報告
- 7 その他
- 8 教育長閉会宣言

教 育 長 報 告

1 教育長出席行事・会議等

- 10月24日 北総教育事務所指導室学校訪問（富里南小学校）
25日 千葉県史跡整備市町村協議会大会（中央公民館講堂）
29日 運動能力向上に向けたプログラムで児童の元気度UP【日大連携事業】
（日吉台小学校）
- 11月 1日 印旛地区教育委員会連絡協議会定例常任委員会（印旛合同庁舎）
印旛地区教育長会議（印旛合同庁舎）
3日 富里市福祉まつり（富里市福祉センター）
8日 富里市生涯学習・家庭教育講演会（中央公民館4階大会議室）
富里市教育支援委員会会議（中央公民館4階大会議室）
12日 富里市学校教育研究会公開研究会（日吉台小学校）
18日 印旛郡市文化財センター理事会（文化財センター）
19日 富里市・酒々井町学校給食センター共同利用検討会（中央公民館2階研修室小）
20日 富里市定例表彰式（中央公民館講堂）
富里市教育委員会・富里市PTA連絡協議会合同表彰式（中央公民館講堂）
24日 千葉県・富里市共催 土砂災害避難訓練（富里第一小学校ほか）
ペットボトルアートイルミネーションツリー点灯式（末廣農場）
25日 富里ニンジン食農学習会（農林業センター）
26日 令和6年12月富里市議会定例会に伴う定例記者会見（すこやかセンター2階会議室1）
第8回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

（予 定）

- 11月29日 富里市議会定例会（議場） ～12月18日まで
30日 富里にんじんウォーク（富里市内）
- 12月 1日 印旛郡市駅伝競走大会（佐倉市内郷小学校）
ペットボトルアートイルミネーションツリー点灯式【キラ☆フェス】
（北部コミュニティセンター）
3日 富里市校長会（浩養小学校）
7日 富里市障害者フェスティバル（富里市福祉センター）
24日 第9回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

議案第 1 号

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例を制定するに当たり、その施行に関して必要な事項を定めるため、規則を制定することについて富里市教育委員会行政組織規則第 8 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

議案第 2 号

第 3 次富里市子ども読書活動推進計画の策定について

第 3 次富里市子ども読書活動推進計画の策定に当たり、富里市教育委員会行政組織規則第 8 条第 2 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

- 1 第 3 次富里市子ども読書活動推進計画 別添のとおり
- 2 第 3 次富里市子ども読書活動推進計画 概要版 別添のとおり

(案)

第3次富里市子ども読書活動推進計画

(令和7年度～令和11年度)



令和 年 月
富里市教育委員会

目 次

第 1 章	計画策定に当たって	2
1	計画策定の背景	2
2	計画の位置付け	3
3	計画期間	4
第 2 章	第 2 次富里市子ども読書活動推進計画の成果と課題	5
1	事業実施状況	5
2	第 2 次推進計画の課題	1 3
第 3 章	子どもを取り巻く読書環境の変化	1 4
1	子どもの読書環境に係る関係法令等について	1 4
2	国及び千葉県の子どもの読書活動推進に関する計画について	1 5
第 4 章	基本理念及び基本方針	1 6
1	基本理念	1 6
2	基本方針	1 6
3	子どもの読書活動に係る目標数値	1 7
第 5 章	具体的な取組	1 8
1	子どもが読書に親しむ機会の充実	1 8
2	子どもの読書環境の整備	1 9
3	子どもの読書活動に関する連携体制の構築	2 0

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることにつながります。

また、この時期に身に付けた読書習慣は、グローバル化が進展していく社会において、物事を多様な視点で捉え、自ら学び、考えるといった生きる力を身に付けることができるように寄与するものです。

本市では、2018（平成30）年度に「第2次富里市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次推進計画」という。）を策定し、家庭、学校、図書館等で相互に連携を図り、子どもたちの読書意欲を喚起し、全ての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう努めてきました。

しかしながら、第5次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）」といった国、県における計画が策定される中、GIGAスクール構想や読書バリアフリーの推進といった、子どもの教育環境及び読書環境は、第2次推進計画策定時より大きく変化しています。

そこで、第2次推進計画による取組による成果と課題を整理し、子どもを取り巻く環境の変化や、国及び県の動向を踏まえ、今後の取組内容を定める「第3次富里市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

市教育委員会では、本計画に基づき、幼少期からの読書意欲の向上、読書にふれあう機会の提供、読書習慣の定着を推進していきます。

◆子どもの読書活動推進の目的

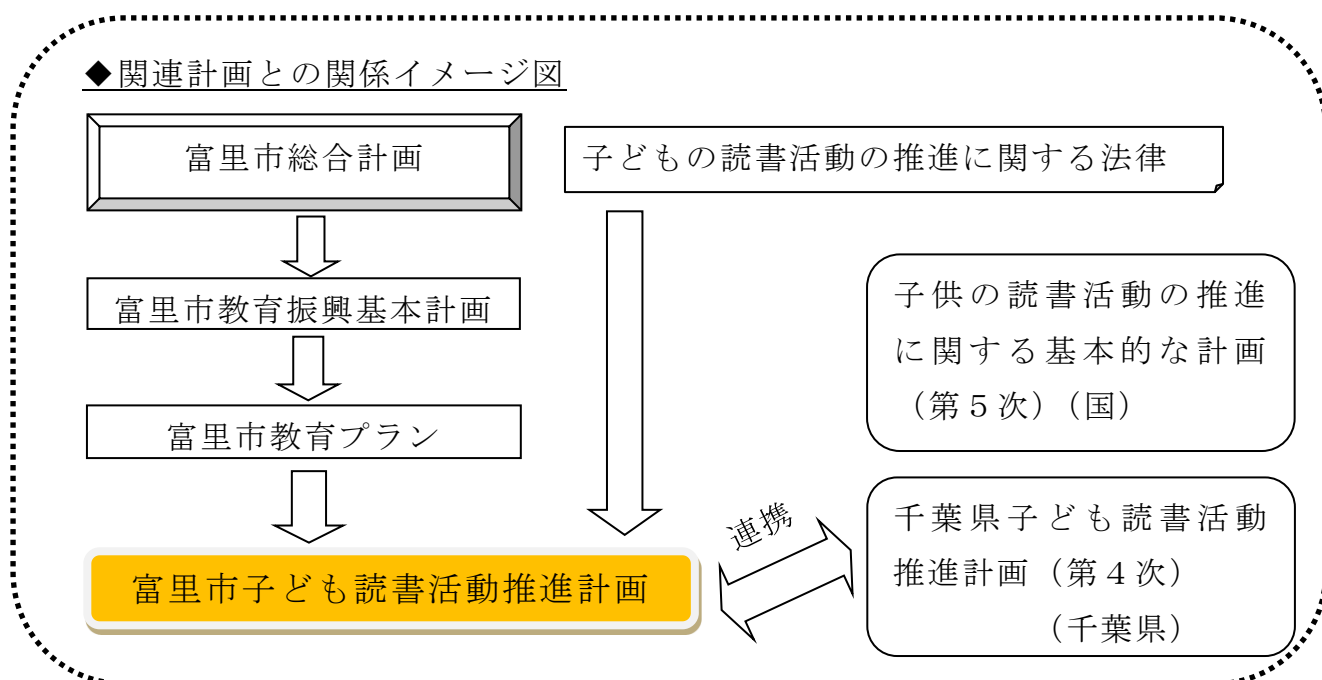
子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に際し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

2 計画の位置付け

計画は、「富里市総合計画」をはじめ、「富里市教育振興基本計画」、「とみさと教育プラン」といった上位計画、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や各種関連計画との整合性に基づく計画とします。

また、本市がグローバル社会の中で大きく飛躍することを目指していることから、SDGsの達成に向けた取組を重視し、子どもの読書活動を通じて、SDGsにて掲げる目標を達成するための、効果的な計画であることとします。



（参考）SDGsとは

SDGsは、平成27年（2015年）9月の国連サミットにて、全会一致で採択されました。

持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年を年限とする17のゴール（目標）、169のターゲット、232の指標が定められています。開発途上国だけでなく先進国自身も取り組むべき目標であり、国も積極的に取り組んでいます。

SDGsは、世界共通の目指すべき姿に向けて各国で取り組まれているグローバルな考え方ですが、自治体におけるSDGsの達成に向けた取組は、中長期を見通した持続可能なまちづくりや地域活性化など、地方創生の政策と道筋を一つにするものです。

SDGsの考え方を取り入れることで、地域課題解決の加速化や、政策全体の最適化といった相乗効果が生まれ、地方創生の取組がより一層充実・深化することが期待されています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

（富里市総合計画より抜粋）



3 計画期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。
 なお、関連する上位計画等の期間については、下表のとおりです。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
総合計画	基本構想									
教育振興 基本計画	教育振興基本計画（第2期計画）									
						教育振興基本計画（第3期計画）				
教 育 プ ラ ン	←→									
		←→								
			←→							
				←→						
					←→					
						←→				
子 ど も 読 書 活 動 推 進 計 画	第2次計画									
			策定							
				第3次計画						
								策定		
									第4次 計画	

第2章 第2次富里市子ども読書活動推進計画の成果と課題

1 事業実施状況

第2次推進計画期間（令和元年から令和5年度まで）における事業の実施による成果については次のとおりです。

表中に示した目標値は、第2次推進計画策定時に設定した目標数値となります。

表中にある目標達成率は、 $\text{目標値} \div \text{実績} = \text{達成率}(\%)$ で算出（ただし、小数点第一位以下は切捨て）し、掲載しています。

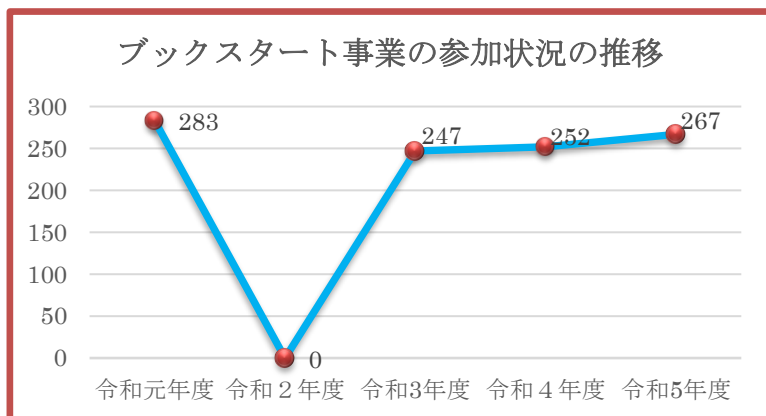
ただし第2次推進計画に盛り込まれているものの、数値目標の設定がない取組や新規の取組については、達成率の算出は行わず、取組の成果のみを記載しています。

（1）家庭における子どもの読書活動の推進

① ブックスタート事業の実施

健康推進課・子育て支援課・市民課、図書館ボランティアと連携し、4か月児健康診査の際に絵本の読み聞かせと絵本やブックリスト等が入ったブックスタートパックの配布を行い、親子のふれあいの大切さや、子どもが絵本と出会うきっかけの場を作る事業を実施しました。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加組数（実績）	283 組	—	247 組	252 組	267 組
目標値	385 組	385 組	385 組	385 組	385 組
達成率	73.5%	0%	64.1%	65.4%	69.3%



（一の欄はコロナ禍による未実施）

参加状況の推移を見ると、ブックスタート事業規模は、令和5年度時点で、ほぼ、コロナ禍前の水準に、戻っていることがうかがえます。

② とみさとふれあい講座の実施

子どもの本の選び方、読み聞かせのノウハウ（大人対象）、おはなし会の体験といった内容で、市民からの要望を受けて、事業を行いました。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加人数 (実績)	23 人	—	21 人	—	—
目標値	250 人	250 人	250 人	250 人	250 人
達成率	9.2%	0%	8.4%	0%	0%

（令和 2 年度はコロナ禍による事業中止、令和 4 ・ 5 年度は申込みなし）

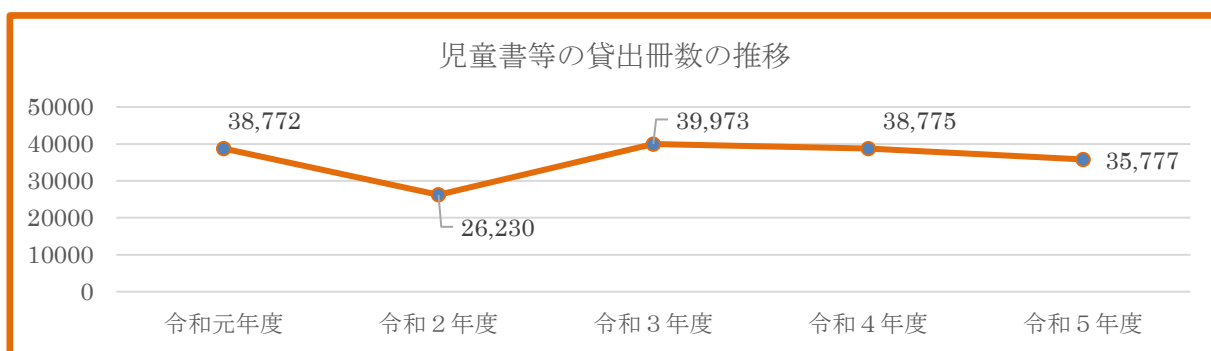
（２）市立図書館における子どもの読書活動の推進

① 児童向け、青少年向けの資料整備

市立図書館で幼少期や中高生の読書に適した資料の選定及び収集を進めるとともに、地域に伝わる民話を素材にした大型紙芝居の貸出事業、YouTube 動画の作成といった、市民の多様なニーズに配慮した環境整備を進めました。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童書貸出冊数 (実績)	38,772 冊	26,230 冊	39,973 冊	38,775 冊	35,777 冊
目標値	45,000 冊	45,000 冊	45,000 冊	45,000 冊	45,000 冊
達成率	86.1%	58.2%	88.8%	86.3%	79.5%

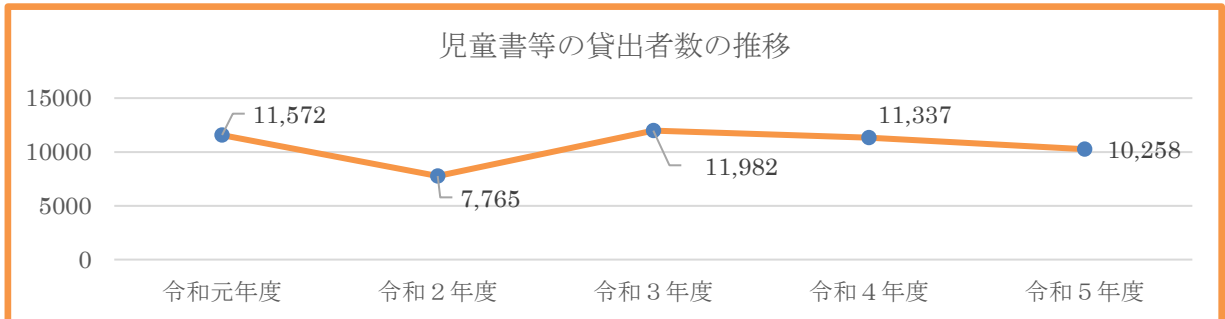
（上記冊数は、年度別に、児童書、紙芝居、青少年向け図書の貸出冊数の計）



貸出冊数の推移を見ると、令和 3 年度にコロナ禍前の水準に戻った後、やや減少傾向にあることが分かります。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童書貸出者数 (実績)	11,572 人	7,765 人	11,982 人	11,337 人	10,258 人

(上記人数は、前記の児童書について年度別に貸出しを受けた利用者数の計)



第 2 次推進計画においては指標としていませんが、参考として、貸出者数の推移についても調査を行ったところ、前記の貸出冊数と同様に推移していることが分かりました。

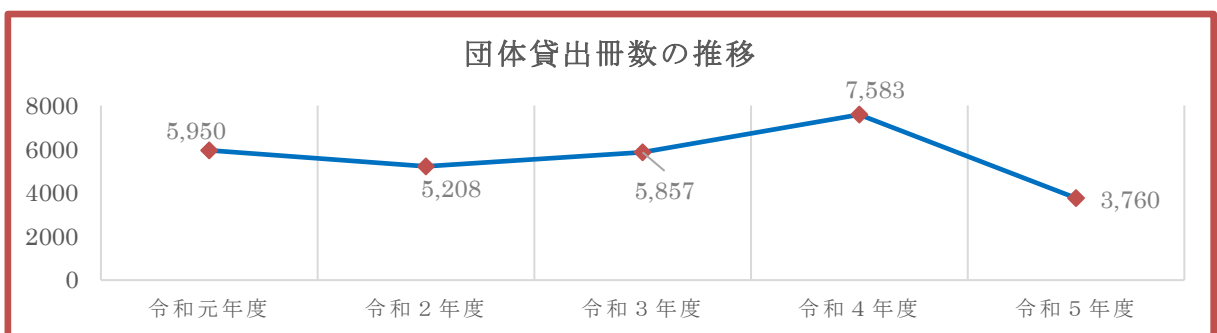
貸出冊数、貸出者数の向上のためには、幅広い資料収集を行い、子どもたちのニーズに応じていくことが求められます。

② 団体貸出しの充実

幼稚園、子ども園、小学校、中学校に対する定期便の他、令和 4 年度からは、小中学校の要望に応じ「図書館資料活用便」、学童クラブに対しても「学童便」といった事業拡大を進め、読書活動の推進に努めました。

令和 5 年度は、調べ学習用の資料貸出しが減ったことにより、貸出冊数が減少したことから、改めて学校側のニーズを把握する必要があります。

年 度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
貸出冊数 (実績)	5,950 冊	5,208 冊	5,857 冊	7,583 冊	3,760 冊
目標値	4,750 冊	4,750 冊	4,750 冊	4,750 冊	4,750 冊
達成率	125.2%	109.6%	123.3%	159.6%	79.1%



③ 親子読書支援コンシェルジュの配置

小さいお子様がいる子育て世帯での親子間の読書推進を目的に、専門の職員（親子読書支援コンシェルジュ）を配置しました。

また、コンシェルジュの配置と併せて、従前より行っていた「親子おはなし会」に加えて、新しい取組として、「親子あそび」「みんなで遊ぼう」といった親子で参加できるイベントを毎月開催し、幼年期から本に触れる機会を提供しました。

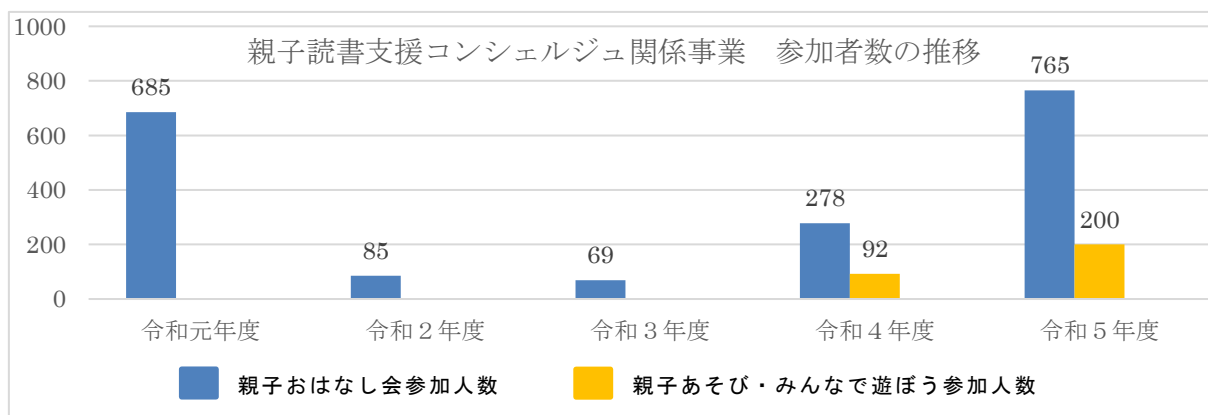
親子おはなし会については図書館ボランティアの協力を得て行っており、行政と地域で連携した事業展開をしています。

なお、第2次推進計画策定時にブックスタートフォローアップ事業としていた親子おはなし会は、令和4年度以降、コンシェルジュが実施しています。



年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親子おはなし会人数 (実績)	685 人	85 人	69 人	278 人	765 人
目標値	816 人	816 人	816 人	816 人	816 人
達成率	83.9%	10.4%	8.4%	34%	93.7%
親子あそび・ みんなで遊ぼう 人数	—	—	—	92 人	200 人
合計	685 人	85 人	69 人	370 人	965 人

（親子あそび、みんなで遊ぼうは令和4年度からの新規事業）



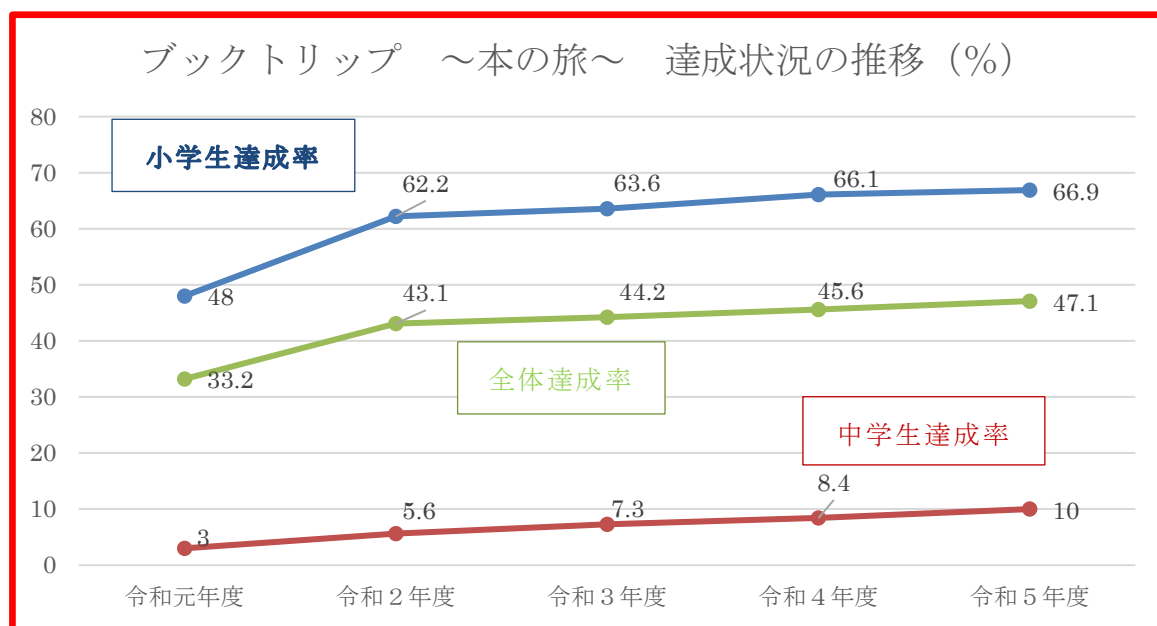
④ ブックトリップ ～本の旅～の実施

市内全ての小・中学校と連携し、図書館と学校司書の各学年向けのおすすめの本を掲載したオリジナルのブックリスト「本はともだち」を発行し、市内全ての児童及び生徒に配布しました。

また、「本はともだち」を活用したスタンプラリー形式の読書推進事業で、「ブックトリップ ～本の旅～」を実施し、スタンプラリー達成者には表彰状を贈るなど、子どもの読書に対する意欲向上を図りました。

なお、下表の達成率については、第2次推進計画時の目標値が、児童及び生徒全体の達成率に対して掲げられていることを受けて算出しています。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生達成率	48.0%	62.2%	63.6%	66.1%	66.9%
中学生達成率	3.0%	5.6%	7.3%	8.4%	10.0%
全体達成率(実績)	33.2%	43.1%	44.2%	45.6%	47.1%
目標値	32.0%	32.0%	32.0%	32.0%	32.0%
達成率	103.7%	134.6%	138.1%	142.5%	147.1%



達成状況の推移を見ると、小学生、中学生を問わず、達成率は毎年向上しています。

また、小学生は中学生と比較すると、読書に親しむ状況があるように見受けられますが、逆に中学生は、読書の時間が取れず読書離れが生じている傾向が見受けられます。

⑤ おはなし会の開催

定例のおはなし会として、隔週土曜日午後２時から「４歳以上の子ども」を対象に、職員が絵本の読み聞かせ、むかしばなしの語り等を行っています。

「子ども読書の日」記念おはなし会の開催、ボランティアの協力を得て、協働で「なつ・ふゆ・はるのおはなし会」等を開催し、子どもが絵本等の多様な図書に親しむ機会の提供に努めました。

年 度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
おはなし会	169 人	79 人	94 人	170 人	99 人
「子ども読書の日」 記念おはなし会	3 人	—	—	5 人	6 人
なつのおはなし会	26 人	—	15 人	26 人	33 人
ふゆのおはなし会	18 人	—	26 人	41 人	29 人
はるのおはなし会	—	—	16 人	16 人	15 人
図書館見学时 おはなし会	38 人	19 人	—	16 人	—
合 計（実績）	254 人	98 人	151 人	274 人	182 人
目 標 値	312 人	312 人	312 人	312 人	312 人
達成率	81.4%	31.4%	48.3%	87.8%	58.3%

（－の欄はコロナ禍による未実施）



⑥ 「としょかんたんけん隊」の実施

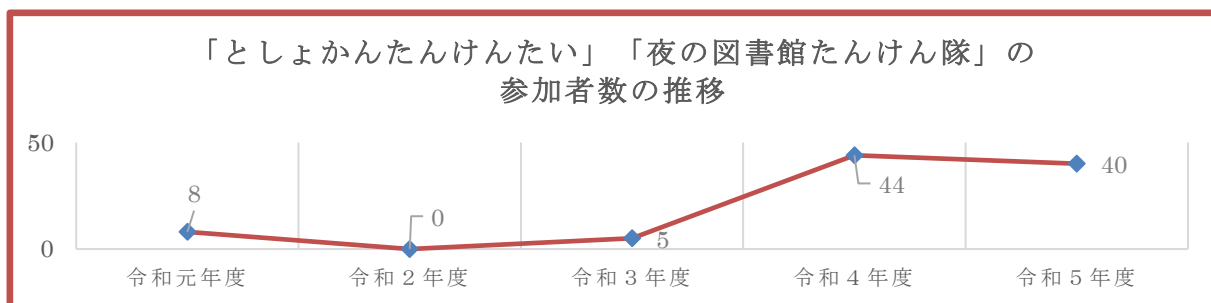
小学生を対象として、夏休み期間中に普段見られない市立図書館の書庫等の施設を見学しながら図書館に関するクイズを解くバックヤードツアーを行い、子どもたちが楽しみながら図書館について学ぶ事業を実施しました。

令和4年度には開催回数を増やし、令和5年度には新たに「夜のとしょかんたんけん隊」と題し、親子でのバックヤードツアーや、富里市在住の画家 不二本蒼生氏の協力による怖い絵の絵画展、怖いストーリーのおはなし会を開催し、子どもだけでなく保護者も一緒に学べる事業を展開しました。



年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数（実績）	8人	—	5人	44人	40人
目標値	10人	10人	10人	10人	10人
達成率	80%	0%	50%	440%	400%

（一の欄はコロナ禍による未実施）



令和3年度まで年1回の開催であったところを、令和4年度から年4回の開催としたことで、より多くの子どもたちに、図書館について知ってもらうことができている傾向が見られます。

⑦ 学校訪問の実施

各小学校の1年生を対象に、図書館職員が学校司書と共に、各クラスを訪問し、本の選び方、図書館の利用の仕方、絵本の読み聞かせ等を通して読書の大切さや楽しさを伝え、読書活動の推進を図りました。



年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問学級数	13 学級	—	—	12 学級	13 学級
訪問児童・生徒数 (実績)	358 人	—	—	306 人	327 人
目標値	360 人	360 人	360 人	360 人	360 人
達成率	99.4%	0%	0%	85%	90.8%

(一の欄はコロナ禍による未実施)

⑧ 図書資料の展示、ブックリストの配布

子どもたちの多様な読書のきっかけとなるように、時期や季節に合わせたテーマ展示や、市民ギャラリーでの催しと併せてミニ展示等を行いました。

また、幼児から中学生向けに「おすすめ図書100さつ」を選定し、子どもたちの読書活動の質的向上を図りました。

なお、市内小・中学校の1年生に配布したブックリストも「おすすめ図書100さつ」をベースに作成し、各事業の関連性を高めるよう配慮しました。

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配付数	4,402 部	4,178 部	4,335 部	4,205 部	4,171 部

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

児童生徒の「朝読(あさどく)」による読書習慣の推進を継続して行いました。

学校図書館司書、学校教育課職員、図書館職員との連絡調整会議を毎月開催し、情報交換、意識共有及び職員等の資質向上を図りました。

2 第2次推進計画の課題

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

ブックスタート事業については、健康推進課が実施している乳児4～5か月健康診査時に実施していますが、当該事業のフォローアップ事業である、セカンドブック事業（おおむね、3歳から就学前）については、現在実施できていない状況です。

不読率の低下、読書習慣定着を図る上でも、セカンドブック事業の実施が求められます。

また、とみさとふれあい講座についても、近年申込みが無く開催できてない状況にあるため、今後は、開催ができるように努めていく必要があります。

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

第2次推進計画期間は、コロナ禍の時期と重なり、おはなし会の中止等、結果として、子どもが本と出会う機会が減少しました。

子どもが読書に親しむ機会の拡充を図るのはもちろん、図書館に来た際に、多様な本の中から、自分が読みたいものを自由に選ぶことができるように読書環境を整備する必要があります。

親子読書支援コンシェルジュの活用についても、現在行っている事業の見直しに加えて、子育て世帯からのニーズを見極めながら読書活動の支援に努めます。

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

市内全ての小・中学校で「朝読（あさどく）」による読書活動を実施していますが、学年が上がるにつれて、家庭での読書に親しむ時間が減少する傾向が見られます。

家庭及び図書館と連携を取り、「家読（うちどく）」による読書習慣の定着を図り、児童・生徒の国語力等の学力を養う役割が求められます。

第3章 子どもを取り巻く読書環境の変化

1 子ども読書環境に係る関係法令等について

第2次推進計画後に整備された、国や県の主な関係法令等は、次のとおりです。

(1) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）は、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、制定されました。

(2) デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）にて、図書館等の社会教育施設が地域の教育力向上に向けて、ICT等の新しい技術を活用し、関係機関等と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

(3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年度から令和8年度を対象期間とし、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとなりました。

2 国及び千葉県の子どもの読書活動の推進に関する計画について

(1) 第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定

令和5年3月に策定された、「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、社会全体で全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるように推進していくこととしています。

その上で、子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域（図書館）、学校等が中心となり、社会全体で取り組む必要があるとしています。

また、「家読（うちどく）」の推進、アクセシブルな書籍（例：点字資料）及び電子書籍等の整備、子どもの視点を取り入れた資料・環境整備や学校図書館の運営といったものが推進方策の具体例として挙げられています。

(2) 千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）の策定

令和2年2月に策定された「千葉県子どもの読書活動推進計画(第4次)」では、基本理念を「すべての子どもが、本に親しみながら成長していくための「読書県『ちば』の推進～子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる読書活動の推進～」とし、基本方針を下記のとおり決めました。

- ・ 社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進
- ・ 読書環境の整備と連携体制の構築

1つ目の「社会全体における子どもの読書への関心を高める取組の推進」では、読書習慣を形成するために、乳幼児期から発達段階に応じたアプローチが必要であるとしています。

なお、ブックスタート事業の実施率が第3次計画時において実施率100%に達したことを受けて、フォローアップ事業となるセカンドブック事業を積極的に推進することとしています。

2つ目の「読書環境の整備と連携体制の構築」では、子どもの読書環境を整備するに当たり、家庭・学校・図書館等が連携を図り、かつ、地域の実情を十分に把握した上で施策や取組を示し、読書活動推進体制を構築することとしています。

具体的には、家族間での読み聞かせ、読書バリアフリーの推進等の環境整備の必要性を示しています。

第4章 基本理念及び基本方針

第3次推進計画では、第2次推進計画時の方向性を継承しつつ、過年度事業の実施状況と課題を整理した上で、「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「千葉県子どもの読書活動推進計画（第4次）」に示された理念及び基本方針」に基づき、次により定めることとします。

1 基本理念

全ての子どもたちに、読書を通じて、自ら学び「生きる力」を育む

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにします。

変化する社会・新たな社会を生き抜くために、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず自分らしく輝くための学びや知識を得る力を、子どもの頃からの読書習慣の確立により育みます。

2 基本方針

◆ 子どもが読書に親しむ機会の充実

全ての子どもが、家庭、地域、学校等で読書に親しむきっかけとなる機会を提供し、「家読（うちどく）」や読書習慣の定着を図ります。

◆ 子どもの読書環境の整備・充実

全ての子どもが、気軽に多様な本を手にとれる読書環境づくりを推進します。

◆ 子どもの読書活動に関する連携体制の構築

家庭、地域、学校で連携し、子どもの読書活動に対する意義を共有し、社会全体で考え支える体制を構築します。

3 子どもの読書活動に係る目標数値

本計画の達成状況等を確認するに当たり、目標とする数値等を定めました。

本計画の計画期間を令和7年度から5年間とし、令和11年度までの目標数値の達成を目指すこととします。

基本方針	具体的な取組（詳細は、第5章参照）	現状 (R5)	目標 (R11)
子どもが読書に親しむ機会の充実	(1) ブックスタート事業の実施 (参加組数及び参加率)	267組 95.4%	300組 97.0%
	(2) おはなし会の開催 (参加者数)	182人	220人
	(3) ブックトリップ ～本の旅～の実施 (小・中学生全体の達成率)	47.1%	50.0%
	(4) 「としょかんたんけん隊」の実施 (参加者数)	40人	50人
子どもの読書環境の整備・充実	(1) 児童向け、青少年向けの資料整備 (貸出冊数、貸出者数)	35,777冊 10,258人	39,000冊 11,000人
	(2) 団体貸出しの充実 (貸出し冊数)	3,760冊	6,000冊
	(3) 親子読書支援コンシェルジュ配置による事業展開 (参加者数)	965人	1,050人
	(4) 図書資料の展示、ブックリストの配布 (ブックリストの配布数)	4,171部	4,200部
子どもの読書活動に関する連携体制の構築	(1) 学校訪問の実施 (訪問学級数)	1年生の 全学級を訪問	1年生の 全学級を訪問
	(2) 県立富里特別支援学校との連携事業実施 (参加者数)	R5未実施	20人
	(3) とみさとふれあい講座の実施 (参加者数)	0人	20人
	(4) 学校司書等との連絡調整会議開催 (開催回数)	毎月開催	毎月開催

第5章 具体的な取組

1 子どもが読書に親しむ機会の充実

全ての子どもが、家庭、学校、図書館等で読書に親しむきっかけとなる機会を提供し、「家読（うちどく）」の推奨、読書習慣の定着等を推進することを目的に、下記の事業を実施します。

（1）ブックスタート事業の実施

ブックスタート事業は、図書館司書や保健師などから、保護者に子どもと一緒に、絵本を読むことの楽しさを伝える家庭教育支援の事業として、重要な取組です。

また、3歳から小学校入学前の子どもを対象とした、セカンドブック事業はブックスタート事業のフォローアップ事業であり、読書への関心を高め、読書習慣の定着を図る取組であることから、取組を進めます。

（2）おはなし会の開催

おはなし会は、子どもに本に対する興味を育て、読書習慣の素地を作ることのできる事業です。

図書館利用のきっかけとなる事業であることから、開催回数の増やすなど、拡充を図りつつ事業展開を図ります。

（3）ブックトリップ ～本の旅～の実施

ブックトリップは、子どもたちが楽しみながら本に親しみ、かつ、継続的な読書活動を支援することを目的に、市内小・中学校に在学している児童及び生徒を対象に行う事業です。

達成率については毎年上昇傾向にあることから、継続して子どもたちの読書活動の支援を進めます。

（4）「としょかんたんけん隊」の実施

「としょかんたんけん隊」は、バックヤードツアーを通じて、参加した子どもたちに図書館に対する理解と親しみを深め、読書へのきっかけにしよう事業です。

令和5年度から始めた、「夜の図書館たんけん隊」と併せ、子どもたちの図書館利用のきっかけになるよう取り組みます。

2 子どもの読書環境整備の充実

全ての子どもが、気軽に多様な本を手にとれる読書環境づくりを推進し、子どもがより多くの本と出会い、読書体験を広げることがかなうように、次の事業に取り組みます。

(1) 児童向け、青少年向けの資料整備

性別や国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもに読書体験による恩恵が受けられるよう、多様な資料の収集に努めます。

外国語表記の本や点字資料、LLブック（スウェーデン語の「LättLäst」（英語ではeasy to read）の略。誰もが読書を楽しめるように工夫してつくられた本）、電子書籍等の資料を含めた幅広い資料収集により、読書環境の整備を図ります。

(2) 団体貸出しの充実

市内小・中学校等での読書活動支援を目的に、長期間まとまった冊数の資料の貸出しを行います。

令和4年度から開始した「図書館資料活用便」等、対象機関のニーズに合わせた貸出しに引き続き努めます。

(3) 親子読書支援コンシェルジュ配置による事業展開

令和5年度までは、親子読書支援コンシェルジュの配置を平日及び祝日のみとしていたところを、土日を含めた配置に変更することで、子育て世帯の利用を促進します。

また、親子で参加できる事業の拡大を進めることで、読書環境の充実を図ります。

(4) 図書資料の展示、ブックリストの配布

図書資料の展示は、本の展示を通して、子どもたちが自分では書架から取り出すことのない様々なテーマの本との出会いを目的に行っています。

ブックリストについては、長年読み継がれてきた物語を中心に、子どもたちにおすすめの本をリスト化し、配布しています。

全ての子どもたちが多様な読書体験による恩恵を受けることができるよう、今後も努めます。

3 子どもの読書活動に関する連携体制の構築

子どもの読書活動を推進するに当たっては、保護者の存在が大きく影響します。

保護者が読書の大切さを理解できるように、家庭、学校、図書館等で連携し、子どもの読書活動を支える体制を構築するに当たり、下記の事業を実施します。

(1) 学校訪問の実施

市内小学校の協力をいただき、学校図書館司書と図書館職員が、1年生を対象に、図書館の利用案内の説明と、おはなし会を実施しています。

子どもたちが図書館を身近に感じられるように、利用を促し、読書活動の充実を図ります。

(2) 県立富里特別支援学校との連携事業実施

読書バリアフリーの推進を目的に、県立富里特別支援学校と連携し、図書館見学会の実施や学校訪問を行い、読書活動に親しむ機会を設けるよう努めます。

(3) とみさとふれあい講座の実施

保護者等を対象に、子どもの本の選び方や読み聞かせについて、学ぶ機会を作ること、家庭における読書活動の支援を行います。

家庭の中で、親子で一緒に本を楽しむ時間を作れるよう、啓発に努めます。

(4) 学校司書等との連絡調整会議開催

図書館と市内小・中学校の連携体制を構築するため、毎月定期的に、連絡調整会議を開催します。

子どもたちの年齢が上がるに従い、読書に親しむ機会が減少する傾向があることから、学校教育の中でも読書習慣の形成を図るため、各校の教職員との意識及び情報共有を図り、子どもの読書活動を支える体制づくりを進めます。

第3次富里市子ども読書活動推進計画

発行・編集 令和 年 月 富里市教育委員会教育部図書館



〒286-0221 富里市七栄 653 番地 1
電話 0476-90-4646（直通）

(案)

第3次富里市子ども読書活動推進計画

(令和7年度～令和11年度)



概要版

◆ 子どもの読書活動の意義

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることにつながります。

本市では、2018（平成30）年度に「第2次富里市子ども読書活動推進計画」を策定し、家庭、学校、図書館等で相互に連携を図り、全ての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう努めてきました。

しかしながら、GIGAスクール構想や読書バリアフリーの推進といった、子どもの教育環境及び読書環境は、第2次推進計画策定時より大きく変化しています。

そこで、第2次推進計画による取組の成果と課題を整理し、子どもを取り巻く環境の変化、国及び県の動向を踏まえ、今後の取組内容を定める「第3次富里市子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

市教育委員会では、本計画に基づき、幼少期からの読書意欲の向上、読書にふれあう機会の提供、読書習慣の定着を推進します。

令和 年 月
富里市教育委員会

第3次富里市子ども読書活動推進計画の概要

1. 基本理念

全ての子どもたちに、読書を通じて、自ら学び「生きる力」を育む

変化する社会・新たな社会を生き抜くために、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず自分らしく輝くための学びや知識を得る力を、子どもの頃からの読書習慣の確立により育みます。

2. 基本方針

◆ 子どもが読書に親しむ機会の充実

全ての子どもが、家庭、地域、学校等で読書に親しむきっかけとなる機会を提供し、「家読（うちどく）」や読書習慣の定着を図ります。

◆ 子どもの読書環境の整備・充実

全ての子どもが、気軽に多様な本を手にとれる読書環境づくりを推進します。

◆ 子どもの読書活動に関する連携体制の構築

家庭、地域、学校で連携し、子どもの読書活動に対する意義を共有し、社会全体で考え支える体制を構築します。

3. 子どもの読書活動に係る目標数値

基本方針	具体的な取組	現状 (R5)	目標 (R11)
子どもが読書に親しむ機会の充実	(1) ブックスタート事業の実施 (参加組数及び参加率)	267組 95.4%	300組 97.0%
	(2) おはなし会の開催 (参加者数)	182人	220人
	(3) ブックトリップ～本の旅～の実施 (小・中学生の達成率)	47.1%	50.0%
	(4) 「としょかんたんけんたい」の実施 (参加者数)	40人	50人
子どもの読書環境の整備・充実	(1) 児童向け、青少年向け資料整備 (貸出冊数、貸出者数)	35,777冊 10,258人	39,000冊 11,000人
	(2) 団体貸出しの充実 (貸出し冊数)	3,760冊	6,000冊
	(3) 親子読書支援コンシェルジュ配置による事業展開 (参加者数)	965人	1,050人
	(4) 図書資料の展示、ブックリストの配布 (ブックリストの配布数)	4,171部	4,200部
子どもの読書活動に関する連携体制の構築	(1) 学校訪問の実施 (訪問学級数)	1年生の 全学級を訪問	1年生の 全学級を訪問
	(2) 県立富里特別支援学校との連携事業実施 (参加者数)	R5未実施	20人
	(3) とみさとふれあい講座の実施 (参加者数)	0人	20人
	(4) 学校司書との連絡調整会議開催 (開催回数)	毎月開催	毎月開催

本計画の達成状況等を確認するに当たり、目標とする数値等を定めました。
本計画の計画期間を令和7年度から5年間とし、令和11年度までの目標数値の達成を目指すこととします。

富 教 学 第 3 5 号

令和 6 年 4 月 1 6 日

各小中学校長 様

富 里 市 教 育 委 員 会

教育長 吉 野 光 好

夏季、冬季休業中の学校閉庁について（通知）

このことについて、教職員の多忙化解消と休暇取得促進を図るため、下記のとおり富里市内小・中学校を閉庁します。

つきましては、貴校職員に周知願います。

記

1 令和 6 年度長期休業中の学校閉庁について

(1) 夏季休業中

令和 6 年 8 月 8 日（木）～令和 6 年 8 月 1 6 日（金）

※年度初め校長会、教頭会で提示させていただいた期間と変更になっています。

(2) 冬季休業中

令和 6 年 1 2 月 2 7 日（金）

2 その他

令和 7 年度以降の学校閉庁日については、令和 6 年 5 月の富里市校長会議でお知らせします。

担 当 富里市教育委員会学校教育課
野村 香代

電 話 0 4 7 6 － 9 3 － 7 6 5 9

F A X 0 4 7 6 － 9 2 － 1 4 2 1

報告事項2

(案) 専 決 処 分 書

富里中央公民館管理中における刈払機使用時の乗用車の破損による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年 月 日

富里市長 五十嵐 博文

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 事故発生日時 | 令和6年8月8日（木）
午前11時00分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 富里市七栄652番地1（富里中央公民館付近） |
| 3 | 事故の概要 | 富里中央公民館裏において、教育部生涯学習課所属の職員が草刈作業で刈払機を使用した際、飛散物により走行中の乗用車の後部ドアに損傷を与えた。 |
| 4 | 損害賠償額 | 170,000円 |
| 5 | 和解の条件 | (1) 市は相手方に対し、損害賠償金として170,000円を相手方指定口座に支払う。
(2) 相手方は市に対し、損害賠償金のほか名目のいかなるものを問わず今後一切請求を行わない。 |

月 例 報 告 (1 1 月)

教育総務課

1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
1	金	部課長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長
11	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	部長
14	木	第8回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
20	水	富里市教育委員会・富里市PTA連絡協議会合同表彰式	中央公民館講堂	教育長・部長・課長・課長補佐
25	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
26	火	令和6年12月富里市議会定例会に伴う定例記者会見	すこやかセンター2階会議室1	教育長・部長
		第8回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐
29	金	富里市議会定例会(～12/18)	議場	教育長・部長・課長

2 12月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
6	金	部課長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
9	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長
11	水	第9回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
23	火	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
24	火	第9回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐

後援承認一覧

:新規
:継続

	行事名	団体名	日程	場所	申請日	承認日	担当課	備考
35	ロボット製作無料体験会	ヒューマンアカデミー(株)	令和6年11月22日(金)	富里市七栄	令和6年10月22日	不承認	学校教育課	新規

月 例 報 告（11月）

学校教育課（学事班・指導班・給食センター）

1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出席者
8	金	富里市教育支援委員会会議	中央公民館 4 階大会議室	教育長・部長・課長・指導主事
12	火	富里市学校教育研究会公開研究会	富里第一小学校・富里南小学校・日吉台小学校・富里中学校	教育長・教育部長・課長
13	水	就学時健康診断	七栄小学校	課長・主幹・指導主事
15	金	就学時健康診断	富里南小学校	課長・主幹・指導主事

2 12月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出席者
20	金	2 学期学校給食終了		
23	月	2 学期終業式		

令和6年度 学校給食の学校別残食率

単位 %

小学校校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里小学校	令和5年度	残食率	17.25	19.73	17.38	16.30	14.37	13.60	13.40	9.78	5.67	9.94	12.08	13.38
	令和6年度	残食率	15.87	17.87	18.05	19.66	17.42	16.89						
富里第一小学校	令和5年度	残食率	6.59	10.72	8.76	7.75	9.89	11.07	7.93	4.52	6.94	8.31	5.18	8.18
	令和6年度	残食率	8.63	12.00	13.33	12.39	12.61	15.91						
富里南小学校	令和5年度	残食率	19.04	10.37	10.65	9.13	7.90	7.85	7.70	6.57	6.86	7.50	5.02	8.61
	令和6年度	残食率	12.36	15.68	15.49	16.27	13.90	15.68						
浩養小学校	令和5年度	残食率	4.68	4.98	3.10	3.00	3.98	-0.86	2.49	0.56	-1.94	-1.48	2.08	2.25
	令和6年度	残食率	-5.85	-0.83	6.82	4.42	-2.62	7.11						
日吉台小学校	令和5年度	残食率	13.96	16.49	13.24	13.30	14.35	15.68	13.52	10.41	11.63	11.39	12.92	13.33
	令和6年度	残食率	11.34	15.74	16.73	14.71	13.12	13.70						
根木名小学校	令和5年度	残食率	8.79	11.90	7.23	10.18	7.64	8.82	8.49	4.35	3.82	5.51	1.91	7.14
	令和6年度	残食率	8.02	9.41	9.40	12.46	8.14	10.30						
七栄小学校	令和5年度	残食率	11.91	12.63	13.06	12.02	10.60	6.02	10.83	8.11	8.15	7.92	9.94	10.12
	令和6年度	残食率	8.85	13.47	13.52	14.98	12.87	14.86						
小学校全体	令和5年度	残食率	14.13	15.24	13.19	12.79	12.26	12.48	10.65	7.67	7.77	8.59	8.96	11.08
	令和6年度	残食率	10.59	14.61	15.45	16.08	13.29	15.00						
中学校校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里中学校	令和5年度	残食率	5.71	6.42	5.68	6.77	5.03	5.99	2.31	0.72	0.62	2.17	0.18	3.57
	令和6年度	残食率	3.61	3.90	5.88	7.01	1.12	5.93						
富里北中学校	令和5年度	残食率	0.13	-0.21	0.70	0.78	1.27	-0.01	-0.60	-1.84	-2.74	-2.24	2.39	-0.48
	令和6年度	残食率	-0.98	-4.96	1.43	-0.48	-0.47	0.81						
富里南中学校	令和5年度	残食率	-0.16	0.17	0.35	-0.71	-0.29	1.37	0.91	0.07	-1.92	-2.65	-2.16	-0.31
	令和6年度	残食率	0.22	2.90	4.94	8.43	0.90	5.50						
中学校全体	令和5年度	残食率	4.53	5.30	5.01	4.95	4.95	2.53	3.68	2.09	1.48	2.10	3.19	3.73
	令和6年度	残食率	2.67	2.55	6.38	6.35	1.61	6.35						
小中学校全体	令和5年度	残食率	10.11	11.51	9.97	9.73	9.72	9.80	7.94	5.34	5.30	6.26	6.77	8.25
	令和6年度	残食率	7.11	9.88	12.00	12.53	7.42	11.74						

令和6年度分学校給食費徴収状況一覧

令和6年10月31日現在
 期間：R6. 4. 1～R6. 10. 31まで
 (単位：円)

学校名	給食費	徴収額	未納額	徴収率 (A)	前年度同期 徴収率(B)	比較 (A) - (B)
富 里 小	16,222,435	15,104,825	1,117,610	93.11%	93.62%	△ 0.51
富里第一小	3,292,170	3,206,860	85,310	97.41%	96.57%	0.84
富 里 南 小	8,319,855	7,961,315	358,540	95.69%	95.46%	0.23
浩 養 小	2,130,580	2,097,400	33,180	98.44%	96.86%	1.58
日 吉 台 小	8,304,950	8,070,470	234,480	97.18%	98.57%	△ 1.39
根 木 名 小	3,618,680	3,415,070	203,610	94.37%	94.81%	△ 0.44
七 栄 小	7,219,180	6,975,655	243,525	96.63%	96.53%	0.10
浩 養 幼	1,008,710	968,300	40,410	95.99%	92.95%	3.04
富 里 幼	1,556,960	1,534,650	22,310	98.57%	97.00%	1.57
小 計	51,673,520	49,334,545	2,338,975	95.47%	95.63%	△ 0.16
そ の 他	5,464,740	5,464,740	0	100.00%	—	—
合 計	57,138,260	54,799,285	2,338,975	95.91%	95.72%	0.19

準要保護児童生徒就学援助制度認定者分を除く累計額

※その他については、中学校教職員及び給食センター職員分

月 例 報 告（１１月）

生涯学習課（社会教育班、文化資源活用班）

1 月例報告

日	曜	内 容	場 所	出席者
2～4	土～月・振休	とみちゃん秋まつり 2024 第 57 回富里市文化祭 ※児童生徒作品展は11月1日から12月22日までとみらいテラスにて実施 ※3 日は文化祭内で「こども達と創る芸術事業発表会」（こども演劇発表等）を開催	富里中央公民館	文化資源活用班 社会教育班
20	水	「富里市文化祭児童生徒作品展優秀賞・生活安全・啓発標語優秀作品・富里市教育委員会教育長顕彰」富里市教育委員会・富里市PTA連絡協議会合同表彰式	富里中央公民館 講堂	教育長、部長、課長、図書館長、文化資源活用班、スポーツ振興班
24	日	ペットボトルアートイルミネーションツリー点灯式	末廣農場	市長、教育長、課長、社会教育班
30	土	旧岩崎家末廣別邸 秋の見学会	旧岩崎久彌末廣農場 別邸公園	文化資源活用班

（１）公民館利用状況（１０月）

施設名称	開館日数	利用団体数	利用者数（人）	利用者数累計（人）
富里中央公民館	27	237	3,933	18,954

（２）埋蔵文化財所在の取扱いについて（確認）件数（１０月）

回 答 内 容	件 数	確認件数	確認件数累計
遺跡あり回答	5	47	365
遺跡なし回答	42		

2 12月予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
1	日	ペットボトルアートイルミネーションツリー点灯式（キラ・フェス）	北部コミュニティセンター	市長、教育長、課長、社会教育班
27	金	令和7年富里市二十歳を祝う会実行委員 市長表敬訪問	すこやかセンター 2階1会議室	市長、教育長、課長、社会教育班

1 月例報告

日	曜	内 容	場 所	出席者
18	月	富里スイカロードレース大会プロジェクトチーム会議	中央公民館 4 階 大会議室	課長、スポーツ振興班

体育施設利用状況（10月分）

施設名称		開館、開場日数	利用団体数	利用者数（人）	利用者数累計（人）
社会体育館		27	228	3,550	23,363
トレーニングルーム		27		511	3,143
市営運動場	テニス	31	51	309	2,493
	野球	31	18	220	1,450
高野運動広場		31	32	633	3,796

2 12月予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
1	日	第 94 回印旛郡市駅伝競走大会	佐倉市内郷小学校	市長、議長、教育長、課長、スポーツ振興班
12	木	富里スイカロードレース大会実行委員会事務局会議	すこやかセンター 2階1会議室	副市長、教育長、部長、課長、スポーツ振興班
25	水	富里スイカロードレース大会実行委員会会議	すこやかセンター 2階1会議室	市長、議長、副市長、教育長、部長、課長、スポーツ振興班

月 例 報 告 (1 1 月)

とみらいテラス (図 書 館)

1 月 例 報 告

日	曜	内 容	場 所	出席者
2	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図 書 館 職 員
6	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図 書 館 ボ ラ ン テ ィ ア 「 も り の な か 」
7	木	2～3 歳児 親子おはなし会	おはなしの部屋	親 子 読 書 支 援 コ ン シ ュ ル ジ ュ
8	金	ブックスタート	すこやかセンター	図 書 館 ボ ラ ン テ ィ ア 「 も り の な か 」 図 書 館 職 員
9	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図 書 館 職 員
13	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図 書 館 ボ ラ ン テ ィ ア 「 も り の な か 」
		映画会 (鬼 と 呼 ば れ た 男)	A V ホール	図 書 館 職 員
14	木	親子おはなし会	向台子育て支援センター	親 子 読 書 支 援 コ ン シ ュ ル ジ ュ
16	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図 書 館 職 員
17	日	小学生のためのブックトーク	おはなしの部屋	親 子 読 書 支 援 コ ン シ ュ ル ジ ュ
20	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図 書 館 ボ ラ ン テ ィ ア 「 も り の な か 」
23	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図 書 館 職 員
27	水	0～1 歳児 親子おはなし会	研修会議室 3	図 書 館 ボ ラ ン テ ィ ア 「 も り の な か 」 図 書 館 職 員
		朝のおはなし会	浩養小学校	図 書 館 ボ ラ ン テ ィ ア 「 も り の な か 」
11/29 ～ 12/10	金 ～ 火	雑誌リサイクル	2 階 ギ ャ ラ リ ー B	図 書 館 職 員
30	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図 書 館 職 員

2 12月の予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
11/29 ～ 12/10	金 ～ 火	雑誌リサイクル	2 階ギャラリーB	図書館職員
4	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
7	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
11	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
		映画会 (グリーンブック)	A V ホール	図書館職員
12	木	2～3 歳児 親子おはなし会	おはなしの部屋	親子読書支援 コンシェルジュ
13	金	ブックスタート	すこやかセンター	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
14	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
18	水	朝のおはなし会	浩養小学校	図書館ボランティア 「もりのなか」
19	木	親子おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
21	土	冬のおはなし会	研修会議室 3	図書館職員 親子読書支援 コンシェルジュ
25	水	0～1 歳児 親子おはなし会	研修会議室 3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員

3 利用状況

内 容	1 0 月	年 度 累 計
開館日数	26	175
入館者数	16,719	127,543
貸出者数（団体以外）	3,464	26,570
貸出冊数（団体以外）	12,688	92,777
新規登録者数	97	857
リクエスト冊数	1,548	10,965
A Vブース利用回数	67	653
インターネットブース利用回数	42	249
ホームページアクセス数	7,000	48,882
おはなし会参加者数	3 回 10 名	23 回 118 名
臨時おはなし会参加者数	3 回 19 名	21 回 185 名
映画会鑑賞者数	2 回 61 名	16 回 493 名
視察者数	0 回 0 名	2 回 38 名

4 複合化に係る利用状況等

(1) 親子読書支援コンシェルジュ

		1 0 月	年 度 累 計
対応人数		大人 268 人 子ども 297 人	
支 援 内 容	見守り	44 人	
	読み聞かせ	29 人	
	絵本紹介	55 人	
	行事参加	27 人	
	その他	73 人	

(2) 読書通帳活用状況

	1 0 月	年 度 累 計
通帳配布数	13 冊	129 冊
スタンプ数	104 個	1,093 個

(3) 学校連携

	10月		年度累計		備考
	団体数(件)	貸出数(冊)	団体数(件)	貸出数(件)	
よむよむ便 (小学校)	0	0	14	2,100	小学校対象定期便 150冊 年3回
中学校定期便	3	450	6	600	中学校対象定期便 100冊 年2回
図書館資料活用便	0	0	4	168	小中学校対象希望制 随時
学童便	0	0	15	600	希望があった 公設学童クラブ 40冊 2か月おき
らっこ便	0	0	14	560	市立幼稚園 こども園 子育て支援センター マザーズホーム 40冊 年3回
調べ学習等	7	159	24	539	小中学校対象 随時
その他	3	5	13	164	ボランティア団体等 随時

(4) 企画展示本

- 一般書展示本 11月「AIの世界」
○児童書展示本 11月「たべるのだいすき！」

(5) 市民ギャラリー

実施月	実施場所	実施期間	作家・テーマ
11月	ギャラリーA	令和6年10月1日 ～12月22日	児童生徒作品展
	ギャラリーB	令和6年11月1日～27日	成田国際空港給油施設パイプライン展

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について
(概要)

1 制定理由

国登録有形文化財旧岩崎家末廣別邸（以下「末廣別邸」という。）の一般公開に際し、新たに旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）を制定するに当たり、その施行に関して必要な事項を定めるものです。

2 制定内容

(1) 末廣別邸の開館時間（第 3 条関係）

午前 10 時から午後 4 時まで（入館は午後 3 時 30 分まで）

(2) 末廣別邸の休館日（第 4 条関係）

ア 月曜日（月曜日が休日の場合は、その翌日）

イ 12 月の第 3 日曜日の翌日から翌年の 1 月 4 日まで

(3) 許可申請手続（第 5 条、第 6 条、第 7 条関係）

入館、施設使用及び撮影に係る許可申請手続を規定するほか、各種申請書等の必要な様式を定めます。

(4) 遵守事項（第 8 条関係）

火気の使用や飲食など、入館者等が遵守しなければならない事項を定めます。

(5) 入館料等の減免及び還付（第 10 条、第 11 条関係）

公の施設に係る使用料（末廣別邸の入場料等）を徴収する権限は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 149 条第 3 号の規定により市長に属しています。そのため、入館料等の減免及び還付に係る事務については、同法第 180 条の 2 の規定により市長から権限の委任を受けた上で、本規則上で教育委員会が当該事務を行うものと規定します。

（市長部局において、富里市長の権限の一部を富里市教育委員会に委任する規則（平成 7 年規則第 21 号）の一部改正を行います。）

(6) 富里市歴史公園条例施行規則の一部改正（附則第 2 項関係）

富里市歴史公園条例施行規則（令和 3 年教育委員会規則第 3 号）を改正し、末廣別邸の休館日と旧岩崎久彌末廣農場別邸公園の休園日の整合性を図ります。

3 施行期日

条例の施行の日（条例の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日）

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(開館時間)

第3条 末廣別邸の開館時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、午後3時30分以降は、入館することができない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 旧岩崎家末廣別邸（以下「末廣別邸」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月の第3日曜日の翌日から翌年の1月4日まで

2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同法に規定する休日でない日を休館日とする。

(入館等の許可)

第5条 条例第7条第1項の規定による入館の許可は、別に定める入館券の交付によって行う。

2 使用者及び撮影者は、施設使用（主屋又は東屋を占有して使用することをいう。以下同じ。）又は撮影（以下「施設使用等」という。）を行う日が属する月の6月前の月の初日から当該施設使用等をしようとする日の3日前までに旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影許可申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

3 教育委員会は、施設使用等の許可をしたときは、申請者に対しその旨を連絡し、旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影許可書（別記第2号様式）を交付するものとする。

4 施設使用等の許可は、申請の順によりこれを行い、申請が同時に行われた

ときは、協議又は抽選によりこの順位を決定する。ただし、公用又は公益上の理由により、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（施設使用等の取消し及び変更）

第6条 前条の規定による許可を受けた使用者及び撮影者は、施設使用等を取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影取消（変更）申請書（別記第3号様式）に旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影許可書を添えて提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影取消（変更）許可書（別記第4号様式）を使用者又は撮影者に交付するものとする。

（許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、条例第9条第2項又は第3項の規定により施設使用等の許可を取り消し、又は施設使用等を停止するときは、旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影取消（停止）通知書（別記第5号様式）により使用者又は撮影者に通知するものとする。

（遵守事項）

第8条 入館者、使用者及び撮影者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設内で火気を使用しないこと。
- (2) 指定された場所以外で飲食しないこと。
- (3) 許可なく宣伝、勧誘、文書等の配布、物品の販売その他これらに類する行為をしないこと。
- (4) 指定された場所以外は出入りしないこと。
- (5) 展示資料に触れ、又は施設内設備、植栽等を傷付けないこと。
- (6) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (7) 施設及び設備の使用を終えたときは、これを元の状態に復し、又は所定の場所に返還すること。
- (8) その他職員の指示に従うこと。

（職員の立入り）

第9条 使用者及び撮影者は、職員が施設管理上、使用中の施設に立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

（入館料等の減免）

第10条 条例第12条の規定により入館料を免除する場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合及び市が共催する行事に使用する場

合

- (2) 市内に所在する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）が行う行事であって、団体で入館する場合
- (3) 市内に所在する児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。）が行う行事であって、団体で入館する場合
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めた場合

2 条例第12条の規定により施設使用料を免除する場合は、国又は地方公共団体が使用する場合及び本市が共催する行事に使用する場合とする。

3 条例第12条の規定により入館料及び施設使用料を減額する場合は次の各号に掲げる場合とし、減額する額は当該各号に定める額とする。

- (1) 市が後援する行事に使用する場合 半額
- (2) その他教育委員会が特に必要と認めた場合 半額

4 教育委員会が特に必要と認めた場合は、撮影使用料を減額し、又は免除することができる。

5 入館料等の減免を受けようとする者は、旧岩崎家末廣別邸入館料等減免申請書（別記第6号様式）を教育委員会に提出し、旧岩崎家末廣別邸入館料等減免承認書（別記第7号様式）を受けなければならない。

（入館料等の還付）

第11条 条例第13条ただし書の規定により還付する入館料等の額は、次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 入館の許可を受けた者の責めによらない理由により入館することができない場合 全額
- (2) 使用者又は撮影者の責めによらない理由により、施設使用等を行うことができない場合 全額
- (3) 使用者又は撮影者が施設使用等を行おうとする日の3日前までに当該施設使用等を取り消した場合 全額
- (4) その他教育委員会が特に必要と認めた場合 教育委員会が定めた額

2 教育委員会が必要と認めた入館料等の還付を受けようとする者は、旧岩崎家末廣別邸入館料等還付申請書（別記第8号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(富里市歴史公園条例施行規則の一部改正)

- 2 富里市歴史公園条例施行規則（令和３年教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

(休園日)

第３条 旧岩崎久彌末廣農場別邸公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休園し、又は休園日を変更することができる。

(1) 月曜日

(2) １２月の第３日曜日の翌日から翌年の１月４日まで

- 2 前項第１号の規定にかかわらず、同号に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日にあたるときは、その日後において、その日に最も近い同法に規定する休日でない日を休園日とする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

申請者 住 所
団体名
氏 名 (代表者氏名)
連絡先

使　用　区　分	☐ 施設使用 ☐ 撮影
使　用　施　設	☐ 主屋（下段の該当箇所記入） ☐ 東屋
主屋内の使用施設	☐ 全館 ☐ 西十畳 ☐ 中十畳 ☐ 中八畳 ☐ 東八畳 ☐ 食堂 ☐ その他（ ）
使　用　日　時	年 月 日（ 曜日）から 年 月 日（ 曜日）まで
	午前・午後 時 分から 午後・午後 時 分まで
使　用　目　的	行事・撮影名
	内容
使　用　人　数	人
備　　　　　考	

- 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 使用人数によっては、一度に入館する人数を制限する等の条件を付す場合があります。

様

印

使　用　区　分	☐ 施設使用	☐ 撮影
使　用　施　設	☐ 主屋	☐ 東屋
主屋内の使用施設	☐ 全館 ☐ 西十畳 ☐ 中十畳 ☐ 中八畳 ☐ 東八畳 ☐ 食堂 ☐ その他（　　　　　　　　　　　）	
使　用　日　時	年　　月　　日（　曜日）から	
	年　　月　　日（　曜日）まで	
使　用　目　的	午前・午後　　時　　分から	
	午後・午後　　時　　分まで	
使　用　目　的	行事・撮影名	
	内容	
使　用　人　数	人	
使　用　料	円	
備　考	承認又は許可の条件	

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影取消（変更）申請書

富里市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名
氏 名（代表者氏名）
連絡先

旧岩崎家末廣別邸の使用について、次のとおり申請します。

使 用 区 分	☐ 施設使用 ☐ 撮影		
申 請 区 分	☐ 取消し ☐ 変更		
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
使用行事・撮影名			
取消し（変更）の理由			
変 更 内 容			
備 考			

注 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

第4号様式（第6条関係）

第 年 月 日 号

旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影取消（変更）許可書

様

富里市教育委員会 印

次のとおり旧岩崎家末廣別邸の施設使用（撮影使用）の取消し（変更）を承認します。

使 用 区 分	☐ 施設使用 ☐ 撮影		
申 請 区 分	☐ 取消し ☐ 変更		
許 可 年 月 日	年 月 日	許 可 番 号	
使用行事・撮影名			
取消し（変更）の理由			
変 更 内 容			
備 考			

第 年 月 日 号

旧岩崎家末廣別邸施設使用・撮影取消（停止）通知書

様

富里市教育委員会 

年 月 日付け 第 号で許可しましたが、下記の理由により、施設使用又は撮影の取消し（停止）をしますので、旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

取消し（停止）の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富里市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において市を代表する者は、富里市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第6号様式（第10条関係）

旧岩崎家末廣別邸入館料等減免申請書

年 月 日

富里市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名
氏 名（代表者氏名）
連絡先

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第5項の規定により、次のとおり申請します。

使用等の区分	☐ 入館料 ☐ 施設使用料 ☐ 撮影使用料
申請区分	☐ 免除 ☐ 減額
入館・使用の目的	
免除（減免）を申請する理由	
入館・使用の年月日	年 月 日
入館・使用の人数	人

備考 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

第7号様式（第10条関係）

第 年 月 日 号

旧岩崎家末廣別邸入館料等減免承認書

様

富里市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のありました入館料等の減免については、次のとおり承認したので、旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第5項の規定により通知します。

使用等の区分	☐ 入館料 ☐ 施設使用料 ☐ 撮影使用料
承認区分	☐ 免除 ☐ 減額
入館・使用の目的	
免除（減免）を申請する理由	
入館・使用の年月日	年 月 日
入館・使用の人数	人

第8号様式（第11条関係）

旧岩崎家末廣別邸入館料等還付申請書

年 月 日

富里市教育委員会 様

申請者 住 所
団体名
氏 名（代表者氏名）
連絡先

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり入館料等の還付を申請します。

入 館 料 等 の 別	☐ 入館料 ☐ 施設使用料 ☐ 撮影使用料
納 付 済 みの 入 館 料 等 の 額	円
納 入 年 月 日	年 月 日
理 由	
（施設使用又は撮影の場合は記入） 予 定 し て い た 行 事 ・ 撮 影 名	
予定していた使用日	年 月 日

備考 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。

【振込依頼先】

銀 行 等 名	銀行・金庫・組合
支 店 名	支店
預 金 種 目	普通 当座 貯蓄
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	(フリガナ)

議案第1号

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例施行規則新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	改正前
富里市歴史公園条例施行規則（令和3年教育委員会規則第3号）の一部改正	富里市歴史公園条例施行規則（令和3年教育委員会規則第3号）の一部改正
<u>（休園日）</u>	<u>（休園日）</u>
<u>第3条 旧岩崎久彌末廣農場別邸公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時に休園し、又は休園日を変更することができる。</u>	<u>第3条 旧岩崎久彌末廣農場別邸公園の休園日は、次のとおりとする。</u>
<u>（1） 月曜日</u>	<u>（1） 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、火曜日）</u>
<u>（2） 12月の第3日曜日の翌日から翌年の1月4日まで</u>	<u>（2） 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日に当たる日を除く。）</u>
<u>2 前項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同法に規定する休日でない日を休園日とする。</u>	<u>（3） 12月の第3日曜日の翌日から翌年1月4日までの日</u>
	<u>2 前項に規定する休園日のほか、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を設けることができる。</u>

旧岩崎家末廣別邸の設置及び管理に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、旧岩崎家末廣別邸（以下「末廣別邸」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 歴史的建造物である末廣別邸の保存及び活用を図り、市民の地域の歴史及び文化への理解を深め、郷土愛を育むとともに文化財を活用した地域活性化に資するため、末廣別邸を設置する。

（名称及び位置）

第3条 末廣別邸の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧岩崎家末廣別邸	富里市七栄650番地25

（施設）

第4条 末廣別邸の施設は、次のとおりとする。

- (1) 主屋
- (2) 東屋
- (3) 石蔵

（事業）

第5条 末廣別邸は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 末廣別邸の公開活用に関すること。
- (2) 末廣別邸に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (3) 地域文化に関する情報発信に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

（開館時間及び休館日）

第6条 末廣別邸の開館時間及び休館日は、教育委員会規則で定める。

（入館等の許可）

第7条 末廣別邸に入館する者（以下「入館者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 主屋又は東屋を占有して使用する者（以下「使用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。
- 3 末廣別邸において、業としての映画等の撮影（以下「撮影」という。）をする者（以下「撮影者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければな

らない。当該許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- 4 教育委員会は、前2項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(入館の制限等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、入館を禁止し、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序に反し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。
- (3) その他施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(施設使用の制限等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の使用を許可しない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。
- 2 教育委員会は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
 - (2) 前項各号のいずれかに該当したとき。
 - (3) 使用者が許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは貸し出したことが明らかになったとき。
- 3 教育委員会は、末廣別邸の管理上やむを得ない事情が生じたときは、使用の許可の変更又は取消しをすることができる。
- 4 第2項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を停止した場合において、使用者が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。
- 5 前各項の規定は、撮影の許可について準用する。

(入館料等)

第10条 入館者は、別表第1に定める入館料を納入しなければならない。

- 2 使用者は、入館料のほか、別表第2に定める施設使用料を納入しなければならない。
- 3 撮影者は、入館料のほか、別表第3に定める撮影使用料を納入しなければならない。

(納入の時期)

第11条 入館料、施設使用料及び撮影使用料（以下「入館料等」という。）は、末廣別邸に入館するとき又は第7条第2項若しくは第3項の許可を受けたときに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、別に納期を定めることができる。

(入館料等の減免)

第12条 市長は、国又は地方公共団体が使用する場合その他公益上特に必要があると認める場合は、入館料等を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の還付)

第13条 既に納入した入館料等は、還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第14条 入館者、使用者及び撮影者が自己の責めに帰すべき理由により、末廣別邸の施設、設備、資料等に損害を生じさせたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

別表第1（第10条関係）

施設	区分		入館料（1人1回につき）
主屋	一般	個人	200円
		団体	150円
	中学生以下		無料

注 団体とは、20人以上で責任者のあるものとする。

別表第2（第10条関係）

施設	区分	施設使用料（1日1回につき）
主屋	西十畳	3,000円
	中十畳	3,000円
	中八畳	2,400円
	東八畳	2,400円
	食堂	1,200円
	その他教育委員会が許可	1,000円

	した範囲	
	全館	10,000円
東屋		3,000円

備考

- 1 営利を目的として使用する場合は、施設使用料の10割の額を加算して徴収する。
- 2 東屋のみを占有して使用する場合は、入館料を徴収しない。

別表第3（第10条関係）

施設	区分	単位	撮影使用料
主屋 東屋	開庁日（富里市の休日を定める条例（平成元年条例第20号）第1条第1項各号に規定する日以外の日をいう。以下同じ。）	1日につき1回6時間以内の場合	20,000円
		1日につき1回6時間を超える場合	30,000円
	開庁日以外の日	1日につき1回6時間以内の場合	30,000円
		1日につき1回6時間を超える場合	45,000円

備考

- 1 撮影使用料に加算して、電気料金、水道料金及び清掃に要する経費を徴収することができる。
- 2 東屋のみで撮影をする場合は、入館料を徴収しない。